

証券コード 7214
2026年6月4日

株 主 各 位

奈良県磯城郡川西町大字吐田150番地3

GMB株式会社

代表取締役社長 松 岡 祐 吉

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第64期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.gmb.jp/ir-info/stockholders-meeting/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（GMB）または証券コード（7214）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月18日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。インターネットまたは書面による議決権の事前行使は、以下のいずれかの方法によって行うことができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、2026年6月18日（木曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。



事前にインターネットで議決権行使いただいた株主様には、議案の賛否に関わらず抽選300名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。
応募方法はこちら→



[書面による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月18日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月19日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時10分）
2. 場 所 奈良県磯城郡川西町結崎32番地の1
川西文化会館「コスモスホール」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第64期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第64期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 交付書面から一部記載を省略している事項

電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しております。

(2) 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取り扱い

議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

①インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席いただく際にご確認ください。

(アドレス <https://www.gmb.jp>)

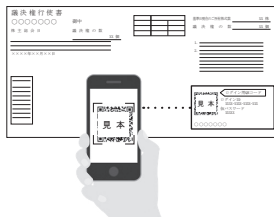
以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループは、韓国でインテグレートッド・サーマル・モジュールなどの電動化対応製品の開発と販路拡大を進め、補修用部品市場では販売価格の見直しを継続するなどをしたほか、生産性の改善やコスト削減などの競争力強化に努めました。しかしながら、売上高については米国市場で販売先を見直すなどの対応を行ったことによる減少や新車用部品市場における等速ジョイントや海外補修用部品市場におけるテンショナー・アイドラー・ベアリングなどの販売が減少したことによる影響がありました。損益面については韓国で人件費や輸出コストが増加するなどした他、米国拠点において物流の最適化を図るために実施した倉庫の集約にかかる費用の一時的な増加等の影響がありました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高が105,280百万円（前期比1.5%増）、韓国において退職給付債務の数理計算上の影響による退職給付費用の減少529百万円（前期は追加発生811百万円）の影響もあり、営業利益は3,320百万円（同70.9%増）となりました。さらに、主に外貨建て資産・負債の換算による為替差益等については前期よりも減少したものの為替差益を559百万円計上するなどして、経常利益は2,948百万円（同66.8%増）となりました。しかしながら、子会社において固定資産の減損損失1,947百万円を特別損失として計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失は1,035百万円（前期は592百万円の利益）となりました。

品目分類別の売上状況につきましては、次のとおりであります。

品目	第 63 期		第 64 期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	売上金額	構成比	売上金額	構成比	増減額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
駆動・伝達及び操縦装置部品(※1)	46,859	45.2	47,503	45.1	643	1.4
冷却装置部品(※2)	40,952	39.5	42,792	40.6	1,840	4.5
ベアリング(※3)	15,326	14.8	14,587	13.9	△738	△4.8
その他	573	0.5	396	0.4	△176	△30.8
計	103,712	100.0	105,280	100.0	1,568	1.5

(注) 品目分類における当社グループの主な製品は次のとおりです。

- ※1. ユニバーサルジョイント、ステアリングジョイント、等速ジョイント、バルブスプール、サスペンションパーツ
- ※2. ウォーターポンプ、電動ウォーターポンプ、電動オイルポンプ、インテグレートッド・サーマル・モジュール、ファンクラッチ
- ※3. テンショナー・アイドラー・ベアリング、ボールベアリング

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資につきましては、海外子会社の生産能力増強や合理化等を主な目的として、機械設備の更新等、総額3,976百万円を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式発行および社債発行等の重要な資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 61 期 (2023年 3 月期)	第 62 期 (2024年 3 月期)	第 63 期 (2025年 3 月期)	第 64 期 (当連結会計年度 (2026年 3 月期))
売 上 高 (百万円)	87,169	96,291	103,712	105,280
経 常 利 益 (百万円)	3,319	1,328	1,767	2,948
親会社株主に帰属 する当期純利益又 は親会社株主に (百万円) 帰属する当期 純 損 失 (△)	1,213	408	592	△1,035
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期 (円) 純 損 失 (△)	229.58	77.24	111.66	△194.60
総 資 産 (百万円)	79,243	85,114	88,548	96,153
純 資 産 (百万円)	32,006	33,281	33,980	34,283
1 株当たり純資産額 (円)	4,172.09	4,312.79	4,354.07	4,278.73

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
GMB NORTH AMERICA INC.	USD 5,500,000	100.0%	自動車部品の販売
GMB USA INC.	USD 2,500,000	100.0%	自動車部品の製造・販売
GMB USA ALABAMA INC.	USD 4,000,000	100.0%	自動車部品の製造・販売
GMB KOREA CORP.	KRW 9,536,140,000	54.4%	自動車部品の製造・販売
GMB AGtech Corp.	KRW 5,000,000,000	100.0%	自動車部品の製造・販売
GMB ELPIS CORP.	KRW 5,000,000,000	100.0%	自動車部品の製造・販売
青島吉明美機械制造有限公司	USD 25,254,200	100.0%	自動車部品の製造・販売
青島吉明美汽车配件有限公司	USD 13,000,000	100.0%	自動車部品の製造・販売
吉明美（杭州）汽配有限公司	USD 1,000,000	100.0%	自動車部品の販売
吉明美汽配（南通）有限公司	USD 9,000,000	100.0%	自動車部品の製造・販売
THAI GMB INDUSTRY CO., LTD.	THB 476,000,000	98.3%	自動車部品の製造・販売
GMB RUS AUTOMOTIVE LLC	RUB 336,400,000	100.0%	自動車部品の製造・販売
GMB ROMANIA AUTO INDUSTRY S. R. L.	RON 33,991,420	100.0%	自動車部品の製造・販売
GMB OCEANIA PTY. LTD.	AUD 1,000,000	75.0%	自動車部品の販売
GMB AUTOMOTIVE INDIACHENNAI PVT LTD	USD 3,000,000	100.0%	自動車部品の製造・販売

(注) 1. 議決権比率は、間接所有割合を含めております。

2. GMB KOREA CORP. の他の子会社に対する出資比率は次のとおりであります。

会 社 名	出 資 比 率
GMB NORTH AMERICA INC.	34.3%
GMB USA INC.	60.0%
GMB USA ALABAMA INC.	80.0%
GMB AGtech Corp.	60.0%
GMB ELPIS CORP.	60.0%
青島吉明美機械制造有限公司	40.0%
青島吉明美汽车配件有限公司	80.0%
吉明美（杭州）汽配有限公司	100.0%
吉明美汽配（南通）有限公司	100.0%
THAI GMB INDUSTRY CO., LTD.	20.2%
GMB RUS AUTOMOTIVE LLC	100.0%
GMB ROMANIA AUTO INDUSTRY S. R. L.	100.0%
GMB AUTOMOTIVE INDIACHENNAI PVT LTD	60.0%

3. 2026年3月に、GMB USA ALABAMA INC. を設立いたしました。

4. 上記を含め、2026年3月31日現在の当社の連結子会社は15社、持分法適用会社は1社となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する自動車業界は「Connected（コネクテッド）」、「Autonomous（自動運転）」、「Shared & Services（シェアリングとサービス）」、「Electric（電動化）」といった「CASE」と呼ばれる新しい領域での技術革新が進み、各国の環境規制の高まりもあって、完成車メーカーは電気自動車やハイブリッド車などの環境に配慮した自動車の比率を高めながら、進出した地域での現地生産を拡大しております。また、補修用部品におきましては、世界の自動車保有台数が継続的に増加し市場規模も拡大しておりますが、中国を中心とした新興国メーカーとの競争が激化しております。

さらに、世界経済につきましては、中東情勢の緊張が顕在化するなど地政学的な不確実性が高まる中、エネルギー・原材料価格の高止まりや為替の変動に加え、金融環境が引き締めの状況の継続や貿易摩擦の再燃懸念などを背景として、依然として不透明で不確実性の高い状況が続いております。また、サプライチェーンの混乱や供給制約の影響も引き続き見られるなど、企業活動を取り巻く環境は予断を許さない状況にあります。

このような環境のもと、当社グループとして対処すべき重点課題は、次のとおりであります。

- ・ 業界の技術革新に対応した製品開発力
- ・ グループ連携を含めたサプライチェーンマネジメントの強化
- ・ 品質と生産性の持続的改善
- ・ 成長とグローバル戦略を支える人財の確保と育成

また、当社は3ヶ年の中期経営計画において4つの重点戦略を掲げ、各施策を着実に推進してまいりました。今後もこれまでの取り組みを基盤として重点戦略を推進するとともに、事業環境の変化に適切に対応しながら、体制の強化を図り、世界の新車用・補修用部品市場における更なる成長を目指してまいります。

① 電動化対応

電動ウォーターポンプや統合熱管理モジュールなどの冷却系部品を中心に電動化に対応した製品の研究開発と生産体制の強化を進めます。

② 顧客のグローバル戦略対応

既存のルーマニア工場における電動ウォーターポンプの現地生産開始と、米国およびインドの新工場の立ち上げによって、顧客の現地納入ニーズに対応します。

③ 補修用部品の拡販

既存製品は大型車や建機などへの適用範囲を拡大し、更なる新規アイテムを継続的に市場投入することでブランド力を活かした販売拡大を図ります。

④ O E M外注化対応

ユニバーサルジョイントの上位Tierの部品メーカーが構成部品を外注化する受け皿となることで欧米を中心に販売を強化します。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社15社および持分法適用の関連会社1社により構成されており、ウォーターポンプ、ユニバーサルジョイントを中心とした、国内・海外の自動車部品の製造・販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
当社	本 社 ・ 奈 良 工 場	奈良県磯城郡川西町
	八 尾 工 場	大阪府八尾市
	大 阪 支 店	大阪府大阪市
GMB NORTH AMERICA INC.	本 社 ・ 倉 庫	米国ニュージャージー州
GMB USA INC.	本 社 ・ 工 場	米国ミシガン州
GMB USA ALABAMA INC.	本 社 ・ 工 場	米国アラバマ州
GMB KOREA CORP.	本 社 ・ 第 一 工 場	韓国慶尚南道昌原市
	第 二 工 場	韓国慶尚南道昌原市
	瑞 山 工 場	韓国忠清南道瑞山市
	安 養 研 究 事 務 所	韓国京畿道安養市
GMB AGtech Corp.	本 社 ・ 工 場	韓国慶尚南道昌原市
	密 陽 工 場	韓国慶尚南道密陽市
GMB ELPIS CORP.	本 社 ・ 工 場	韓国慶尚南道昌原市
青島吉明美機械制造有限公司	本 社 ・ 工 場	中国山東省萊西市
青島吉明美汽車配件有限公司	本 社 ・ 工 場	中国山東省即墨市
吉明美（杭州）汽配有限公司	本 社	中国浙江省杭州市
吉明美汽配（南通）有限公司	本 社 ・ 工 場	中国江蘇省南通市
THAI GMB INDUSTRY CO.,LTD.	本 社 ・ 工 場	タイ プラチンプリ県
GMB RUS AUTOMOTIVE LLC	本 社 ・ 工 場	ロシア連邦レニングラード州
GMB ROMANIA AUTO INDUSTRY S. R. L.	本 社 ・ 工 場	ルーマニア アルジェシュ県
GMB OCEANIA PTY. LTD.	本 社 ・ 倉 庫	オーストラリア ニューサウスウェールズ州
GMB AUTOMOTIVE INDIACHENNAI PVT LTD	本 社 ・ 工 場	インド タミル・ナードゥ州

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,499 (152) 名	5 (18) 名

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
307 (35) 名	△3 (2) 名	44.6歳	17.7年

(注) 使用人数は就業人員（当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	3,587百万円
株式会社みずほ銀行	3,116百万円
株式会社三井住友銀行	2,317百万円
株式会社南都銀行	1,650百万円
株式会社三十三銀行	791百万円
日本生命保険相互会社	109百万円

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 19,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,328,444株
 (3) 株主数 4,058名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
松岡信夫	983,432	18.5
松岡栄子	234,567	4.4
松岡祐吉	153,842	2.9
楽天証券株式会社共有口	134,100	2.5
金本順子	120,406	2.3
G M B 従業員持株会	109,370	2.1
庄司聖吾	105,922	2.0
槇田重夫	85,900	1.6
具綾子	84,813	1.6
松岡清美	83,000	1.6
丸茂りた	83,000	1.6

(注) 持株比率は自己株式（1,541株）を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
	株	名
取締役（社外取締役を除く）	14,421	5

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な職の状況
代表取締役社長	松岡祐吉	経営全般
取締役副社長	大瀧民也	社長補佐
専務取締役	善田篤志	経営企画本部長
専務取締役	文永鉦	R&D本部長
取締役	伊藤孝治	営業本部長
取締役	嶋田高寛	生産本部長
取締役	梁亨恩	大阪商業大学アミューズメント産業研究所研究員(地域政策学博士)
取締役	岡本依子	株式会社DTS代表取締役
常勤監査役	宮内誠	
監査役	中川雅晴	株式会社中村超硬 社外監査役
監査役	平山菊二	株式会社ジャパンベンディング 代表取締役

- (注) 1. 取締役梁亨恩氏および岡本依子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役中川雅晴氏および平山菊二氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。
3. 監査役宮内誠氏は監査役就任まで当社の内部監査室長を務め、監査役中川雅晴氏は公認会計士として財務および会計に関する高い専門性と豊富な経験を有しており、監査役平山菊二氏は異業種の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。
4. 当社は、取締役梁亨恩氏および岡本依子氏、監査役中川雅晴氏および平山菊二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と取締役梁亨恩氏および岡本依子氏、監査役中川雅晴氏および平山菊二氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と

の間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象としないこととしております。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

① 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の人 数(人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	194 (4)	182 (4)	— (—)	12 (—)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	10 (4)	10 (4)	— (—)	— (—)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2003年6月25日開催の第41期定時株主総会（決議時の取締役は9名が対象）において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬限度額は、2019年6月21日開催の第57期定時株主総会（決議時の取締役は8名が対象）において、上記1.に記載の報酬限度額とは別枠で年額40百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2003年6月25日開催の第41期定時株主総会（決議時の監査役は3名が対象）において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上表には、2025年6月27日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（社外取締役を除く）を含んでおります。
5. 報酬等の総額には、取締役7名（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額12百万円が含まれております。
6. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、詳細はP17【報酬構成】をご参照ください。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

【役員報酬の基本方針】

当社役員報酬の基本方針は、次のとおりであります。

- ・ 企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とします。
- ・ 個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とします。

【報酬構成】

当事業年度に係る役員報酬の報酬構成の仕組みは、以下のとおりであります。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責に応じて他社水準・当社の業績・従業員給与の水準も考慮しながら、役員規程の定めにもとづき決定します。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、新株式の発行において現物出資財産として払い込むことを条件として、当社の取締役（社外取締役除く）に対して、金銭報酬債権を年1回支給します。また、その報酬は、役位・職責が上位の者ほど付与株式数が増加すること、加えて、他社水準・当社の業績・従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案して決定します。

取締役の種類別の報酬割合については、当社を取り巻く経営環境に配慮しながら、任意の諮問委員会において検討を行います。取締役会（委任を受けた代表取締役社長）は、任意の諮問委員会の答申内容を尊重、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。

【決定手続】

上記の役員報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度適用が担保されるよう、任意の諮問委員会において答申し、2021年3月1日の取締役会で決定しております。なお、報酬の具体的決定につきましては、任意の諮問委員会の答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役報酬については取締役会で決定することとしております。これらの手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

【取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項】

当事業年度におきましては、取締役の基本報酬について、2026年3月2日開催の取締役会において代表取締役社長 松岡祐吉氏に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会が任意の諮問委員会に原案の立案を諮問し、答申を得ており、代表取締役社長は、その答申内容に従って決定しなければならないものとしております。

(3) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先は、前記（１）取締役および監査役の状況に記載のとおりです。なお、当社と兼職先である法人等との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	梁 亨 恩	社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定および業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。当事業年度中の取締役会13回の全てに出席し、学識経験者として豊富な経験と幅広い見識に基づき意見を述べるなど、当社の経営に対する助言、提言を行っております。
社外取締役	岡 本 依 子	社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定および業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。当事業年度中の取締役会13回中の12回に出席し、経営者としての知識を活かし、当社の経営に対する助言、提言を行っております。
社外監査役	中 川 雅 晴	当事業年度中の取締役会13回中の12回、監査役会14回中の13回に出席し、公認会計士としての知識を活かし、必要に応じ発言を行っております。
社外監査役	平 山 菊 二	当事業年度中の取締役会13回中の全て、監査役会14回の全てに出席し、異業種の経営者としての知識を活かし、必要に応じ発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
(イ) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	108百万円
(ロ) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	108百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記(イ)の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、GMB KOREA CORP. の計算関係書類の監査は、SEONJIN会計法人が行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況に関する事項

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業理念・事業目的に沿った経営活動が取締役により実践されているかを牽制・監督する組織として監査役・監査役会を設置している。
- ② 当社の企業風土や内部環境の整備として、「行動指針」および社員の守るべき規範「社内行動規範」を制定し、法令遵守と社会倫理の遵守を代表者が、その精神を取締役、全従業員に対し周知徹底を図るため継続的に啓蒙する。
- ③ コンプライアンス体制は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、各所属部署長・部署責任者がコンプライアンス担当者となり、従業員への啓蒙活動、指導相談等周知徹底を図る。
- ④ 反社会的勢力に対しては、社内行動規範に基づき一切関係を遮断し、全社一体の毅然とした対応を徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は「文書取扱規程」に基づいて、当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理（廃棄を含む）を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンスに係るリスク管理は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、全社員への周知徹底を図る。また、リスク管理状況をコンプライアンス委員会および経営会議、取締役会へ報告し、未然防止に努める。
- ② 各業務に関するリスクに対する管理体制は、各業務部門で内部統制システム上での体制を敷き、経営企画部が総合的に統括し未然防止に努める。また、代表取締役社長の直轄する部署としての内部監査室を充実し、監査機能で牽制し、各部門のリスク管理を強化する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、原則毎月初に定期的に開催し経営の意思決定を行うとともに業務の執行を監督する。
- ② 経営戦略に基づき定めた目標を達成するため、各部門で諸施策と年次経営計画を策定し、月次の取締役会で取締役の業務執行状況の監視・監督を行う。
- ③ 取締役会に次ぐ重要な意思決定機関としての「経営会議」を設置し、事業計画の遂行状況のチェックをはじめ、内部統制に関する報告、フォローアップ、リスク案件の協議を行い統制活動の実効性を高める。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の企業理念・行動指針・社内行動規範を指導し、当社グループ各国の環境に応じた体制をとり、当社および当社グループ各社間で協議、情報の共有化、指示・要請が効率的に行われる体制を構築する。
- ② 内部監査室は、当社および当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社および当社グループ各社の代表取締役社長に報告する。なお、重大であると判断した場合には、当社の監査役会にも報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員から監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定できる補助すべき期間中は指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役および所属部署責任者等の指揮命令はうけないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役、使用人は、監査役に対して、当社およびグループ会社に重大な影響をおよぼす事項等必要な報告および情報提供を行う。また、コンプライアンスの相談窓口への通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を「内部通報規程」に制定し整備する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監視機能を適切に果たせるよう、取締役会等の重要会議に出席している。ま

た、監査役は、経営トップ、監査法人、内部監査室とそれぞれ定期的に、また随時に意見交換を行い、経営業務執行の課題を共有した上で、独立した外部からの視点で監査牽制機能を果たし監査報告を取締役会を通じて報告する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役の職務の執行につきましては、取締役会を13回開催し、法令および定款に定められた事項やグループ子会社を含む経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告および監督を行いました。
- ② 経営会議を12回開催し、中期目標を含む経営計画の検討と、進捗状況把握や見直しを実施するとともに、内部統制に関する報告、リスク案件の協議とリスクの定期見直しを実施しました。
- ③ 監査役会を14回開催し、監査方針・監査計画等を決定するとともに、取締役会等への出席、重要な決裁書類の閲覧等を通じ監査を行いました。併せて、代表取締役や各常勤役員との意見交換や、監査法人・内部監査室との情報交換・意見交換を実施しました。
- ④ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門およびグループ子会社の内部統制状況、業務遂行状況、コンプライアンス・リスク管理の状況について内部監査を実施しました。
- ⑤ コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を4回開催し、コンプライアンス部署内勉強会を3回開催するなど、コンプライアンスに関する活動の強化と意識の徹底を図りました。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	61,014,668	流動負債	52,904,075
現金及び預金	7,581,583	支払手形及び買掛金	12,792,227
受取手形及び売掛金	25,594,626	短期借入金	31,233,273
商品及び製品	10,805,225	1年内返済予定の長期借入金	1,864,851
仕掛品	7,956,751	リース債務	644,112
原材料及び貯蔵品	6,948,810	未払法人税等	781,329
未収還付法人税等	546	賞与引当金	221,148
その他	2,341,405	製品保証引当金	426,379
貸倒引当金	△214,281	その他	4,940,753
固定資産	35,139,264	固定負債	8,965,924
有形固定資産	32,015,300	長期借入金	3,995,067
建物及び構築物	10,453,251	リース債務	2,406,440
機械装置及び運搬具	13,299,167	繰延税金負債	1,200,417
土地	6,022,663	退職給付に係る負債	1,152,404
建設仮勘定	867,894	その他	211,594
その他	1,372,323	負債合計	61,870,000
無形固定資産	328,542	(純資産の部)	
その他	328,542	株主資本	18,910,999
投資その他の資産	2,795,421	資本金	894,574
投資有価証券	1,036,518	資本剰余金	1,066,477
繰延税金資産	922,547	利益剰余金	16,952,671
退職給付に係る資産	54,594	自己株式	△2,723
その他	1,074,996	その他の包括利益累計額	3,881,396
貸倒引当金	△293,235	その他有価証券評価差額金	22,068
資産合計	96,153,933	為替換算調整勘定	3,623,325
		退職給付に係る調整累計額	236,002
		非支配株主持分	11,491,536
		純資産合計	34,283,932
		負債・純資産合計	96,153,933

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	105,280,570
売上原価	85,876,640
売上総利益	19,403,929
販売費及び一般管理費	16,083,399
営業利益	3,320,530
営業外収益	1,447,736
受取利息	142,515
為替差益	559,555
助成金収入	37,936
受取賃貸料	50,600
デリバティブ利益	320,505
持分法による投資利益	19,697
その他	316,925
営業外費用	1,820,238
支払利息	1,152,470
手形売却損	191,841
デリバティブ評価損	316,527
その他	159,399
経常利益	2,948,028
特別利益	58,083
固定資産売却益	45,054
投資有価証券売却益	13,029
特別損失	2,010,655
固定資産売却損	38,460
固定資産除却損	24,980
減損	1,947,214
税金等調整前当期純利益	995,456
法人税、住民税及び事業税	968,129
過年度法人税等	199,997
法人税等調整額	345,343
当期純損失	518,013
非支配株主に帰属する当期純利益	517,476
親会社株主に帰属する当期純損失	1,035,490

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年4月1日 残高	887,026	1,058,930	18,200,869	△2,723	20,144,102
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	7,547	7,547			15,094
剰 余 金 の 配 当			△212,707		△212,707
親会社株主に帰属する 当期純損失			△1,035,490		△1,035,490
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	7,547	7,547	△1,248,197	-	△1,233,103
2026年3月31日 残高	894,574	1,066,477	16,952,671	△2,723	18,910,999

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
2025年4月1日 残高	28,299	2,913,831	27,143	2,969,273	10,867,063	33,980,439
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行						15,094
剰 余 金 の 配 当						△212,707
親会社株主に帰属する 当期純損失						△1,035,490
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△6,231	709,494	208,859	912,123	624,472	1,536,595
連結会計年度中の変動額合計	△6,231	709,494	208,859	912,123	624,472	303,492
2026年3月31日 残高	22,068	3,623,325	236,002	3,881,396	11,491,536	34,283,932

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,184,428	流動負債	11,969,171
現金及び預金	2,135,066	電子記録債務	4,595
受取手形	1,760	買掛金	2,451,609
電子記録債権	620,582	短期借入金	6,018,000
売掛金	4,607,694	1年内返済予定の長期借入金	1,829,880
商品及び製品	1,293,373	未払金	606,666
仕掛品	582,114	未払費用	199,363
原材料及び貯蔵品	1,316,427	未払法人税等	339,151
前払費用	73,028	リース債務	97,111
未収消費税等	70,493	賞与引当金	221,148
その他	508,675	製品保証引当金	7,597
貸倒引当金	△1,024,788	設備関係未払金	168,592
固定資産	11,693,108	その他	25,454
有形固定資産	4,655,438	固定負債	5,118,078
建物	757,863	長期借入金	3,724,010
構築物	42,511	リース債務	248,582
機械及び装置	319,358	退職給付引当金	291,926
車輛運搬具	17,425	関係会社債務保証損失引当金	682,342
工具、器具及び備品	217,724	その他	171,216
土地	3,207,941	負債合計	17,087,249
建設仮勘定	92,614	(純資産の部)	
無形固定資産	245,443	株主資本	4,768,219
電話加入権	4,139	資本金	894,574
施設利用権	244	資本剰余金	1,043,976
ソフトウェア	241,059	資本準備金	1,043,976
投資その他の資産	6,792,225	利益剰余金	2,832,392
投資有価証券	82,650	利益準備金	24,750
関係会社株式	4,902,540	その他利益剰余金	2,807,642
関係会社出資金	1,587,065	為替変動準備金	1,000,000
関係会社長期貸付金	10,780,365	繰越利益剰余金	1,807,642
繰延税金資産	141,145	自己株式	△2,723
その他	78,823	評価・換算差額等	22,068
貸倒引当金	△10,780,365	その他有価証券評価差額金	22,068
資産合計	21,877,536	純資産合計	4,790,287
		負債・純資産合計	21,877,536

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	18,697,008
売 上 原 価	16,009,594
売 上 総 利 益	2,687,413
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,489,352
営 業 利 益	198,060
営 業 外 収 益	1,597,612
受 取 利 息	373,576
受 取 配 当 金	426,994
為 替 差 益	654,654
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	109,216
そ の 他	33,170
営 業 外 費 用	154,922
支 払 利 息	127,191
手 形 売 却 損	8,623
支 払 手 数 料	14,239
そ の 他	4,867
経 常 利 益	1,640,750
特 別 利 益	107
固 定 資 産 売 却 益	107
特 別 損 失	3,764,177
固 定 資 産 売 却 損	837
固 定 資 産 除 却 損	21,813
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,059,185
関 係 会 社 債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	682,342
税 引 前 当 期 純 損 失	2,123,319
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	336,541
法 人 税 等 調 整 額	36,832
当 期 純 損 失	2,496,693

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	純 資 産 計 合 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式			株主資本 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 (注) 1	利益剰余金 合 計				
2025年4月1日 残高	887,026	1,036,428	24,750	5,517,042	5,541,792	△2,723	7,462,525	28,299	7,490,824
事業年度中の変動額									
新株の発行	7,547	7,547					15,094		15,094
剰余金の配当				△212,707	△212,707		△212,707		△212,707
当期純損失				△2,496,693	△2,496,693		△2,496,693		△2,496,693
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								△6,231	△6,231
事業年度中の変動額合計	7,547	7,547	—	△2,709,400	△2,709,400	—	△2,694,305	△6,231	△2,700,536
2026年3月31日 残高	894,574	1,043,976	24,750	2,807,642	2,832,392	△2,723	4,768,219	22,068	4,790,287

(注) 1. その他利益剰余金の内訳

	為替変動準備金	繰越利益剰余金	合 計
2025年4月1日 残高	1,000,000	4,517,042	5,517,042
事業年度中の変動額			
新株の発行			
剰余金の配当		△212,707	△212,707
当期純損失		△2,496,693	△2,496,693
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	△2,709,400	△2,709,400
2026年3月31日 残高	1,000,000	1,807,642	2,807,642

2. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月17日

GMB株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 伸一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 赤木 秀光

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMB株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMB株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月17日

GMB株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 石原 伸一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 赤木 秀光
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMB株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画、職務の分担等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社、及び関連会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

GMB株式会社 監査役会

常勤監査役 宮内 誠 (印)

社外監査役 中川 雅晴 (印)

社外監査役 平山 菊二 (印)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期の剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社の利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の維持継続を基本方針としております。この配当政策に基づき、慎重に検討しました結果、期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えすべく、1株につき20円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円

配当総額 106,538,060円

なお、当期の年間配当金は、中間配当金20円と合わせ、1株につき40円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は、任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まつおかゆうきち 松岡祐吉 (1972年12月9日)	1998年3月 当社入社 2004年2月 GMB NORTH AMERICA INC. 副社長 2010年1月 当社執行役員営業副本部長兼営業第3部長 2013年6月 常務取締役営業部門担当・営業副本部長兼営業第3部長 2015年4月 常務取締役営業部門担当・営業副本部長兼営業第1部長 2018年6月 専務取締役営業本部長 2020年6月 代表取締役専務営業本部長 2021年6月 代表取締役副社長営業本部長 2022年6月 代表取締役社長（現任）	153,842株
【選任理由】 代表取締役社長として当社経営を担い、社長就任当初からスピード感を持って種々の改革に取り組む当社の持続的な経営に向けて変革を実施しております。また、GMB NORTH AMERICA INC.の副社長を歴任し、海外営業および業務全般に精通しております。その知識、能力、経験、人格等を総合的に考慮し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			
2	おおたきたみや 大瀧民也 (1959年4月24日)	1982年5月 当社入社 2009年1月 営業第2部長 2015年1月 執行役員営業第2部長 2017年6月 取締役営業第2部長 2018年6月 常務取締役営業副本部長 2019年6月 常務取締役OEM事業部担当 2021年4月 常務取締役営業副本部長営業企画部担当 2023年4月 専務取締役事業企画本部長 2025年6月 取締役副社長（現任）	30,341株
【選任理由】 取締役副社長として当社経営を担っております。また、長年、海外営業や欧州地域OEM営業の推進に努めております。その知識、能力、経験、人格等を総合的に考慮し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	ぜん だ あ つ し 善 田 篤 志 (1973年1月17日)	1995年4月 株式会社住友銀行（現株式会社 三井住友銀行）入行 2004年5月 当社入社 2017年6月 取締役財務部門担当・経営管理室長 2018年6月 常務取締役経営管理本部長 2021年6月 専務取締役経営管理本部長総務 部担当 2022年6月 専務取締役経営管理本部長 2023年4月 専務取締役経営企画本部長（現任）	19, 139株
【選任理由】 専務取締役経営企画本部長として当社経営を担い、財務、経営企画等の担当を務めております。その知識、能力、経験、人格等を総合的に考慮し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			
4	む ん よ ん じ ゅ 文 永 鉦 (1963年3月8日)	1984年12月 韓国GMB工業株式会社（現GMB KOREA CORP.）入社 1998年4月 韓国GMB工業株式会社（現GMB KOREA CORP.）統括営業部長 2006年4月 青島吉明美汽车配件有限公司総経理 2014年4月 吉明美汽配（南通）有限公司総経理 2020年4月 青島吉明美汽车配件有限公司董事長 青島吉明美機械制造有限公司董事 長（現任） 2023年4月 当社常務執行役員製品開発本部長 GMB KOREA CORP. 専務執行役員 （現任） 吉明美汽配（南通）有限公司董事 長（現任） 2023年6月 当社常務取締役製品開発本部長 2025年4月 杭州GMB鎗董事長就任（現任） 2025年6月 当社専務取締役R&D本部長（現任）	一株
【選任理由】 GMB KOREA CORP.において、製造部門・生産技術部門・営業部門を経験した後、子会社の総経理として子会社2社の経営に従事するなど、豊富な経験を有しております。その知識、能力、経験、人格等を総合的に考慮し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
5	いとうたかじ 伊藤孝治 (1960年11月5日)	1983年4月 伊藤繊維工業所入社 1987年4月 当社入社 2009年1月 GMB NORTH AMERICA INC. 副社長 2018年4月 当社第二営業部部长 2019年1月 執行役員第二営業部長 2024年4月 上級執行役員営業副本部長兼第二 営業部長 2024年6月 取締役営業本部長 (現任)	8,283株
		<p>【選任理由】 約30年におよぶ米国駐在時代に培った知見・能力を活かし、取締役営業本部長として活躍しております。その知識、能力、経験、人格等を総合的に考慮し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>	
6	しまだたかひろ 嶋田高寛 (1966年9月29日)	1987年4月 本田技研工業株式会社入社 2014年4月 同社熊本製作所工場完成車検査課 長 2018年4月 同社インド製作所工場品質責任者 2021年4月 同社熊本製作所副検査主任技術者 2022年7月 当社入社品質保証部顧問 2023年4月 執行役員品質保証部担当役員 2024年6月 取締役生産本部長 (現任)	3,345株
		<p>【選任理由】 前職の本田技研工業株式会社時代に培った知見・能力を活かし、取締役生産本部長として活躍しております。その知識、能力、経験、人格等を総合的に考慮し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	やんひょんうん 梁 亨 恩 (1956年10月2日)	1980年3月 株式会社大韓航空入社 1994年5月 株式会社アジアナ航空入社 1995年4月 同社富山支店長 2001年1月 同社国際線営業部長 2003年1月 同社大阪支店長 2007年4月 大阪商業大学アミューズメント産業研究所研究員(地域政策学博士)(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任)	一株
	<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定および業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。また、異業種における管理者としての豊富な経験ならびに学識経験者としての高い見識を有しており、既に当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場で適切な意見をいただいております。今後も当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができる人材と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。</p>		
8	おかもとよりこ 岡本依子 (1971年9月6日)	2000年9月 第27回夏季オリンピック(2000/シドニー)テコンドー女子67kg級銅メダル 2011年9月 株式会社DTS代表取締役(現任) 2014年12月 NPO法人アスリートヘルスマネジメント理事長 2017年6月 一般社団法人全日本テコンドー協会副会長 2018年5月 ワールドヴィジョンコミュニティ・ヴィジョン教会牧師(現任) 2024年6月 当社社外取締役(現任)	一株
	<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 岡本依子氏は、オリンピックのテコンドー競技で銅メダルを獲得される等、スポーツ選手として長年培った豊富な経験と専門的見地を有しており、現在は企業経営やヘルスマネジメント、人材育成、社会貢献の分野で活躍されています。同氏の社会全体を健康にしたいとの理念と当社の理念の親和性は高く、公正かつ客観的な立場で適切な意見をいただけるものと考えており、今後も社外取締役としてその職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。</p>		

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項

- (1) 梁亨恩氏および岡本依子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は梁亨恩氏および岡本依子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取

引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

- (2) 梁亨恩氏および岡本依子氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、梁亨恩氏は11年、岡本依子氏は2年となります。
 - (3) 当社は、梁亨恩氏および岡本依子氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、社内取締役および社内監査役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が取締役就任した場合には、各候補者は会社法第430条の3第1項に規定する保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の任期途中に当該保険契約を同程度の内容にて更新する予定であります。

（ご参考）

第2号議案が承認可決された場合の取締役スキルマトリックス

氏名	企業経営	財務会計	法務・リスク マネジメント	グローバル 経験	生産・品 質・技術	営業・マー ケティング	IT・デジ タル・DX	ESG・サス ティナビリティ	人事・ 人材育成	コーポレート ガバナンス
松岡 祐吉	○	○		○	○	○	○	○	○	
大瀧 民也	○			○	○	○				
善田 篤志	○	○	○				○	○	○	○
文 永銓	○	○		○	○				○	
伊藤 孝治	○			○		○				
嶋田 高寛				○	○				○	
梁 亨恩	○			○						
岡本 依子	○			○					○	

※上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

以 上

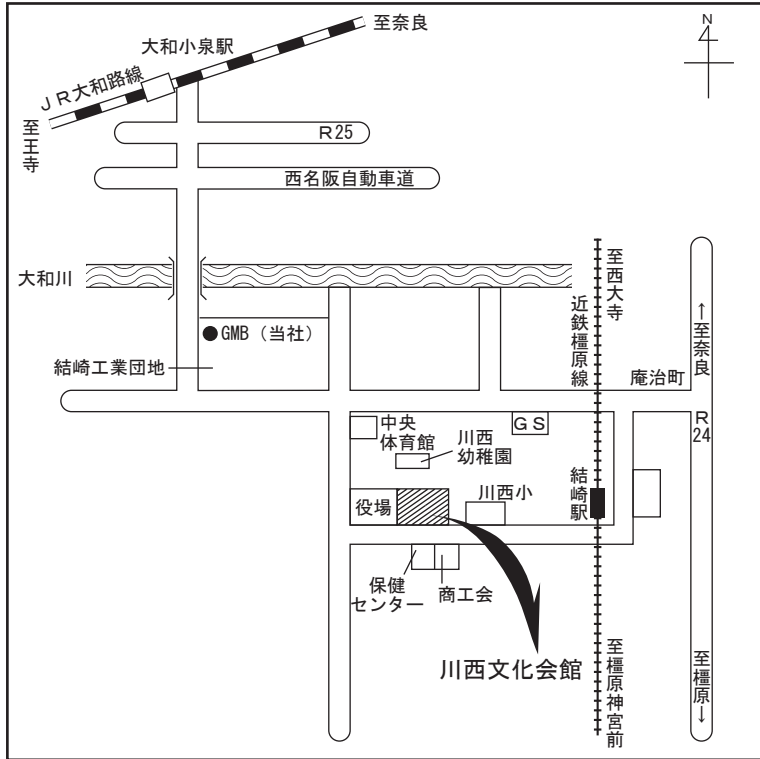
メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 奈良県磯城郡川西町結崎32番地の1
川西文化会館「コスモスホール」

- ・会場には、車椅子の方がご利用いただける多目的トイレが設置されていますので、ご利用ください。
(オストメイト対応はございませんので、予め済ませてからお越しください)
- ・会場内での車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等が必要な場合には、スタッフへ遠慮なくお声がけください。



交通機関

近鉄樫原線 結崎駅下車 徒歩約15分

午前9時より9時30分まで 当社送迎車を運行いたしますのでご利用ください。(約3分)

J Rをご利用の場合

大和路線 大和小泉駅下車 東口より当社マイクロバスが午前9時30分に発車いたしますのでご利用ください。(約10分)